

医療法人徳洲会 大和徳洲会訪問看護ステーションの運営規程
(介護保険の内容を併記)

(事業の目的)

第1条

- 1) かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、的確な訪問看護サービスを提供することにより身体機能の維持回復と、在宅療養における QOL(生活の質)を確保し、その人らしい尊厳のある人生を保障する。
- 2) 在宅療養者、家族と共に療養計画を立て、在宅療養に必要な看護、リハビリ、介護技術を指導すると同時に、家族の健康管理を行う。
- 3) 市町村行政や他の保健、医療、福祉サービスと連携を密に取り、多角的な在宅療養支援プログラムを構築し、利用者の ADL 改善の促進や、生きがい作りを行うと共に、家族の介護負担の軽減を図る。

(運営方針)

第2条

訪問看護の事業所は、要介護状態になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざすものとする。

- 1) 基本理念(ノーマライゼーション)の精神に基づき行う。
- 2) 奉仕(感謝と喜び)
- 3) 自己決定の尊重
- 4) 本人、家族参加のケアプラン
- 5) 地域の医療、保健、福祉サービス、関係市町村との密接な連携に勤め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1)名称 : 医療法人徳洲会 大和徳洲会訪問看護ステーション
- 2)所在地 : 大和市中央一丁目 1-15 たつみビル 2 階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 常勤兼務 1名(看護師)
 - (1) 主治医との連絡調整及び報告
 - (2) 訪問看護師等の管理

- (3) 訪問看護の知識、技術の質を保持する為の助言指導
 - (4) 利用者の状態把握とサービスの査定
 - (5) 利用者の看護方針、手順の作成
 - (6) 利用者の記録保存、管理
 - (7) 関係機関との連絡調整
 - (8) 事業計画、事業報告の作成
 - (9) 設備、備品等の衛生管理
 - (10) 管理事務処理並びに経理処理
- 2) 人員配置数は看護師 2.5 人以上、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士は業務に合わせた必要数を配置する。
- 3) 業務の状況に応じて職員数を増減する。
- (1) 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
 - (2) 訪問看護計画の作成（看護師のみ）及び訪問看護の実施
 - (3) 訪問看護の実施内容の記録及び報告
 - (4) 必要に応じ主治医との連絡調整
 - (5) 管理者への協力

(営業日、営業時間、及び 24 時間対応体制等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1) 営業日：月・火・水・木・金・土
- 2) 営業時間：月～金 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 土 午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分
 日曜、祝日、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日）は休日とする。
 12 月 30 日は午前 8 時 30 分から午後 12 時 30 分までとする。
- 3) サービス提供時間：24 時間
※ 前項の規定にかかわらず、常時利用者やその家族からの電話などによる連絡、相談に対応し、必要に応じて訪問する。

(訪問看護の提供方法)

第 6 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1) 介護保険利用者にあっては、介護支援専門員の作成した居宅サービス計画に基づき、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
利用者または家族から直接訪問看護ステーションに連絡があった場合、主治医及び担当の介護支援専門員に連絡し、指示書の交付を受けてから訪問看護計画書を作成し、

訪問看護を実施する。

- 2) 医療保険利用者にあっては、利用者がかかりつけの医師に申し込み、医師が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護師等が利用者宅を訪問して、看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- 3) 利用者に主治医がない場合は、主治医を紹介し主治医の指示書に基づき、訪問看護を実施する。いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者または家族に説明し、了承のうえ訪問を開始する。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は次のとおりとする。

《看護師による訪問》

- 1) 症状観察(血圧、体温、脈拍等)
- 2) 清潔ケア (清拭、陰部洗浄、手、足浴、洗髪、シャワー浴、入浴サービス、口腔ケア等)
- 3) 褥瘡の予防・処置
- 4) 体位交換
- 5) カテーテル等の管理
- 6) リハビリテーション
- 7) 食事、排泄等の介助
- 8) 家族への介護指導等
- 9) その他医師の指示による処置
- 10) ターミナルケア

- 11) 在宅療養を継続するための必要な援助相談

《理学療法士等による訪問》

- 1) 症状観察(血圧、体温、脈拍等)
- 2) 機能訓練(間接運動、筋力トレーニングなど)
- 3) 言語機能訓練と嚥下訓練
- 4) 日常生活動作訓練
- 5) 福祉用具の選定のアドバイス
- 6) 住宅改修のアドバイス
- 7) 家族への介助方法指導等

サービスの回数と時間

- 1) 介護保険の対象者

介護保険の要介護の認定を受けられた方は、居宅サービス計画に沿って訪問回数を決定し、1回の訪問時間を看護師では20分未満、30分未満、1時間未満、1時間30分未満のいずれか、理学療法士等では1回20分、週6回までとし実施する。

2) 医療保険の対象者

- (1) 介護保険の要支援・要介護の認定を受けられた方でも「厚生労働大臣が定める疾病等」の方は、回数の制限はなしとする。
- (2) (1)以外の方は、週 3 回までの訪問看護とする。また、1 回の訪問看護時間はおおむね 30 分～1 時間 30 分とする。
- (3) 但し、利用者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の「特別指示書」の交付があった場合、交付の日から 14 日間に限り、訪問看護の制限はない。また、介護保険の対象者であっても、その期間は、医療保険の対象者となる。

(利用料)

第 8 条 利用料金は次のとおりとする。

- 1) 介護保険による訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に基づきその 1 割～3 割とする。なお、医療保険の場合は、診療報酬の額による。詳細は別添の料金表のとおり。
 - 2) その他の利用料金は次のとおりとする。
 - ・ 死後の処置に伴う費用は 15000 円とする。
 - ・ 医療保険での訪問の場合は、交通費は一律、1 回につき 200 円とする。
 - ・ 介護保険での第 9 条の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、実施地域を越えてからの実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
片道 1 kmあたり 25 円とする。
 - 3) 上記費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - 4) サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、キャンセル料を請求します。
 - ・ 24 時間前までにご連絡の場合、キャンセル料は不要。
 - ・ 24 時間以内にご連絡がない場合、また連絡した時間に不在時はキャンセル料金 2000 円を請求いたします。
- ※ ただし、利用者の病状の急変や急な入院などの場合は請求しません。

(事業の実施地域)

第 9 条 事業の実施地域は次のとおりとする。

事業所がサービスを提供する通常の実施地域は、大和市、横浜市瀬谷区、横浜市泉区、海老名市東柏ヶ谷地区、綾瀬市大上地区、綾瀬市蓼川地区、座間市ひばりヶ丘地区とする。

(緊急時の対応)

第 10 条 緊急時の対応は次のとおりとする。

- 1) 緊急時における対応方法を主治医に確認して訪問看護を開始することとする。
- 2) 訪問看護師は、訪問看護実施中に利用者の症状に急変その他緊急事態が生じた場合、すみやかに主治医に連絡し適切な処理を行うものとする。
- 3) 主治医に連絡が困難な場合は、指示書に記された緊急連絡先に連絡し必要な処置を講ずるものとする。
- 4) 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、すみやかに主治医及び管理者に報告する。

(その他についての留意事項)

第 11 条

- 1) 事業所は社会的使命を認識し職員の質的向上を図る為、研究研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。
 - 1 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - 2 法定研修 訪問看護の運営基準に基づいて実施する研修、介護サービスの質の向上や職員のスキルアップを目的に年間計画を立案し実施する
 - ・業務継続計画（BCP）に関する委員会の開催、研修や訓練の実施
 - ・虐待防止のための委員会の開催 研修の実施
 - ・感染症の予防およびまん延防止対策の委員会の開催、研修や訓練の実施
 - ・ハラスメント等防止研修
 - ・従業員資質向上のための研修
 - ・従業者の秘密保持の研修
- 2) 職員は業務上知りえた秘密を保持しなければならない。また退職後も同様とする。
- 3) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 11 月 01 日から施行する。

平成 28 年 7 月 1 日所在地、職員の人数、事業の実施地域、エンゼルケア料金修正する。

平成 29 年 9 月 1 日職員の人数を修正する。

平成 30 年 9 月 1 日人員配置について修正する。

平成 30 年 3 月 1 日エンゼルケア料金修正する。

令和元年 7 月 1 日 第 3 条 2) 事業所の所在地を修正する。

令和 4 年 10 月 1 日エンゼルケア料金修正する。

令和5年1月21日事務所の転居に伴い、所在地を修正する。

令和5年4月1日人員配置、実施地域、介護保険負担割合、交通費、キャンセル料を修正する。

令和6年10月1日 12月30日は午前8時30分から午後12時30分までを追記する。

サービスの内容 1) 看護師について 10) ターミナルケア 11) 在宅療養を継続するための必要な援助相談を追記する。

キャンセル料金を一提供あたりの料金より2000円に修正する。

その他についての留意事項 2 継続研修より法定研修に修正する。